

# NPO 法人考齡者自主活動会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人考齡者自主活動会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県北群馬郡榛東村に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して、隣保共同の精神に基づき、明日を担う子供たちの未来と繁栄に共感し、農林業の振興、安全な労働環境の推進、隣接地域や広域法人との連携の促進、子供及び学生生活の生活支援と健全育成、地域の安全に関する啓発、職業技能の向上及び雇用支援など、多角的な活動を行い、もって地域の振興及び活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域森林資源の保全管理事業
- (2) 地域森林資源の活用推進事業
- (3) 教育機関や地域団体との連携による環境学習支援事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は書面に代わる電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### (種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に

弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 別 表

役職名	氏 名	備 考
理 事	佐藤 利幸	代表理事
”	黒谷 清	副代表理事
”	穴沢 輝昭	
監 事	大山 精治	

(様式例2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人考齡者自主活動会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	佐藤 利幸	[Redacted]	無	代表理事
理事	黒谷 清		無	副代表理事
理事	穴沢 輝昭		無	
監事	大山 精治		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

#### ① 社会的背景と設立の目的

日本では、少子高齢化が急速に進行しており、地域社会の持続可能性が大きな課題となっています。2025年4月1日現在、15歳未満の子どもの数は1,366万人で、1982年から44年連続の減少となり、過去最少を更新しました。総人口に占める子どもの割合も11.1%と、51年連続で低下しています。 ※1

一方で、65歳以上の高齢者人口は3,625万人で、子どもの数の約2.6倍となっており、人口構成のアンバランスが顕著です。 ※2

このように急速な少子高齢化が進む中で、地域社会のつながりが希薄になりつつあり、世代間の交流や相互理解の機会も減少しています。特に、都市部から離れた地域では、若年層の流出や地域資源の活用不足が顕著であり、将来を担う子どもたちの育成環境にも影響を及ぼしています。

私たちは、高齢者が持つ豊かな経験や知識を地域社会のために生かし、未来を担う子どもたちに良い環境を残したいという想いから、NPO法人考齡者自主活動会の設立を決意しました。

本団体は、地域の森林資源を持続可能な形で管理・活用し、自然とのふれあいを通じて世代を超えた交流を生み出すことを目的とします。

※1 総務省統計局『子どもの数(2025年)』

※2 Nippon.com『高齢者人口(2024年)』

#### ② 望ましい社会状況(ビジョン・理念)

私たちが目指すのは、「世代を超えて支え合う、持続可能で温かな地域社会」の実現です。高齢者が積極的に地域活動に参加し、その知識と経験を若い世代へとつなぐことで、子どもたちが安心して育ち、地域に誇りと希望を持てる未来を築いていきます。

「未来の子どもたちのために、今できることを。」これが私たちの理念です。

#### ③ ビジョンをまとめるに至った経緯

本団体の母体となる活動は、地域の有志の高齢者が中心となり始まりました。彼らは、自分たちの世代が培ってきた知恵や技術を、ただ失われていくのではなく、次世代に受け継ぎたいと考えました。

そこで着目したのが、長年親しんできた地域の森林資源でした。間伐された枝を選別・加工して薪とし、地元のキャンプ場を訪れる観光客に無料で提供する活動を通して、自然との共生の大切さと、地域の魅力を伝える取り組みが始まりました。この活動が地域住民との結びつきや他世代との交流を生み出し、継続的な運営の必要性から団体設立に至りました。

#### ④ 団体の役割

本団体は、以下のような役割を担います。

- ・地域の森林資源の適切な管理と活用
- ・高齢者の社会参加と生きがいづくり
- ・子どもや若い世代への自然体験・環境教育の提供
- ・地域内外との交流の促進
- ・持続可能な地域づくりのためのネットワーク構築

#### ⑤ 活動内容

- ・森林の間伐および整備作業
- ・薪の製造とキャンプ場への無償提供
- ・親子向け自然体験イベントの開催
- ・地域住民との交流会やワークショップの実施
- ・地元学校や団体との連携による環境学習の支援

#### ⑥ 社会への貢献

本団体の活動は、単なる森林整備や薪の提供にとどまらず、以下のような広範な社会的貢献を果たします。

- ・高齢者が社会とのつながりを維持し、自己効力感を持つ機会の提供
- ・子どもたちに自然とのふれあいや地域との関わりを通じた豊かな学びの場の創出
- ・地域資源の有効活用による持続可能な観光資源の発展
- ・地域のつながりを強め、孤立や世代間の断絶を防ぐ土壌の育成

これらの取り組みを通じて、私たちは未来の子どもたちの健やかな成長と、持続可能で魅力ある地域社会の実現に貢献してまいります。

#### ⑦ まとめ

私たちは以前より任意団体である「考齡者自主活動共感会」として、活動してきましたが、今後は特定非営利活動法人として組織を拡大し、より地域に貢献することを目指します。私たちの活動は、適切な組織運営と法令に基づいた情報公開を通じて、社会的な信用を確立し、より多くの人々に対して貢献することが可能です。

## 2 設立申請に至るまでの経過

2021年	5月	任意団体 考齡者自主活動共感会	発足
創造の森キャンプ場の管理を中心に活動を行う			
以降、地域の活性化や子供たちのための活動を行い、			
隣接地域や広域法人との連携促進をすすめる			
キャンプ場の木の剪定や地域の公園・住宅地での剪定			
を行い、選定枝は薪に加工し、無料配布している			
2024年	5月	NPO 法人考齡者自主活動会	設立を有志で確認する
2026年	2月	NPO 法人考齡者自主活動会	設立総会を開催する

令和 8 年 3 月 5 日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 NPO法人考齡者自主活動会

設立代表者 住所又は居所

氏名 佐藤 利幸

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例 8)

## 令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人考齢者自主活動会

### 1 事業実施の方針

「世代を超えて支え合う、持続可能で温かな地域社会」の実現をめざし、高齢者が積極的に地域活動に参加し、その知識と経験を若い世代へとつなぐことで、子どもたちが安心して育ち、地域に誇りと希望を持てる未来を築いていくための事業を行います。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
農林・山間・山里地域の除草・造園・農林業の振興活性化活動	村内の廃材を利用した薪の無料配布	常時開催	榛東村創造の森キャンプ場	12人	キャンプ場利用者 3600人
まちづくりの推進を図り隣接する地域及び広域法人との振興活性化活動	村内の廃材を利用した薪や木工品の展示、活動紹介イベント	2026.9 年2回程度	榛東村 吉岡町 前橋市	12人	榛東村・吉岡町・前橋市その他周辺地域の住民 300人
子供及び学生の健全育成を図る活動	村内の廃材を利用した木工用品や遊具づくり	常時開催	榛東村	3人	榛東村その他周辺地域の小中学生 45人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式例 8)

## 令和 9 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人考齡者自主活動会

### 1 事業実施の方針

「世代を超えて支え合う、持続可能で温かな地域社会」の実現を目指し、前年度の活動を踏襲しつつ継続的に実施します。活動内容自体は維持しながら、各事業の質的向上を図ってまいります。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
農林・山間・山里地域の除草・造園・農林業の振興活性化活動	村内の廃材を利用した薪の無料配布	常時開催	榛東村創造の森キャンプ場	15人	キャンプ場利用者 4000人
まちづくりの推進を図り隣接する地域及び広域法人との振興活性化活動	村内の廃材を利用した薪や木工品の展示、活動紹介イベント	2027.9 年2回程度	榛東村 吉岡町 前橋市	15人	榛東村・吉岡町・前橋市その他周辺地域の住民 400人
子供及び学生の健全育成を図る活動	村内の廃材を利用した木工用品や遊具づくり	常時開催	榛東村	4人	榛東村その他周辺地域の小中学生 70人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

## 令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人考齡者自主活動会

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	208,000	208,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4. 事業収益		0
5. その他収益		0
経常収益計	208,000	208,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費		0
旅費交通費		0
広告宣伝費		0
消耗品費	108,000	108,000
施設利用料		0
その他経費計	108,000	108,000
事業費計	108,000	108,000
2. 管理費		
(1) 人件費	100,000	100,000
人件費計	100,000	100,000
(2) その他経費		
会議費		0
旅費交通費		0
消耗品費		0
通信費		0
支払手数料		0
その他経費計	0	0
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	208,000	208,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※その他の事業を実施しない

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人考齡者自主活動会

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	236,800	236,800
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4. 事業収益		0
5. その他収益	0	0
経常収益計	236,800	236,800
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費		0
旅費交通費		0
広告宣伝費		0
消耗品費	110,400	110,400
施設利用料		0
その他経費計	110,400	110,400
事業費計	110,400	110,400
2. 管理費		
(1) 人件費	100,000	100,000
人件費計	100,000	100,000
(2) その他経費		
会議費		0
旅費交通費		0
消耗品費		0
通信費		0
支払手数料		0
その他経費計	0	0
管理費計	100,000	100,000
経常費用計	210,400	210,400
当期経常増減額	26,400	26,400
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		26,400

※その他の事業を実施しない